

(表)

<h2 style="margin: 0;">長与町ピザ窯使用許可申請書</h2> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">長与町長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">住所</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">申請者 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">電話</p> <p style="margin-top: 20px;">長与町ピザ窯使用許可を受けたいので申請します。なお、使用を許可されたときは、本施設の守るべき事項を遵守いたします。</p>				
使用者(団体)名		使用者人数	大人 人	※ 受付
		人	小人 人	
使用目的				
使用責任者				
住所(自宅)		電話		
携帯電話 (緊急連絡先)				
使用日時 (24時間制で記入)	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			※ 許可
使用施設	1 ピザ窯一式(備品・薪・炭等含む) 2 調理室 ※ 2については別途ふれあいセンターへの申請が必要です			
※ 燃料費	(町内在住者) 1,000円		(町外在住者) 1,500円	
※ 指導者	要 ・ 不要 (※基本的には火を起こす際のみ指導です。)			
備考				

- (注) 1 ※欄は記入しないでください。
 2 3通を提出してください。
 3 負担金(燃料費)を申請窓口にお支払い下さい。

(裏)

注意事項

- 1 本証の控えは、「長与町ピザ窯」使用の際必ず提示してください。
- 2 本証の控えは他人に貸したり譲ったりすることはできません。
- 3 本証の控えを破損、紛失した時はすぐ届出てください。
- 4 使用資格を失った時はすぐお返してください。
- 5 寄付金、募金等の行為をしないこと。
- 6 許可を受けないで印刷物等を掲示し、又は配付しないこと。
- 7 政治的活動又は宗教的活動をしないこと。
- 8 周辺地域及び他の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。
- 9 建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、ただちに管理人に報告すること。
- 10 備品等を勝手に移動させないこと。
- 11 窯以外で、火気の取り扱いをしないこと。
- 12 その他ふれあいセンターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。